

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金(兵庫県中小法人等一時支援金) FAQ

【概要】

	質問内容	回答
1	兵庫県中小法人等一時支援金の概要を教えてください。	コロナ禍からの回復期に足かせとなる、令和3年11月以降の原油価格や原材料価格高騰などへの対策として、中小法人・個人事業主等にこの一時支援金を支給します。
2	交付額はどのようになりますか。	中小法人等 20万円、個人事業主 10万円 (支給は1事業者1回限りです(1店舗1回ではありません))
3	いつ頃、どのように申請すればよいですか。	申請受付は1月20日に開始し、原則、オンライン申請で行っていただくことになります。オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のため、オンライン申請への協力をお願いします。
4	国の月次支援金の給付申請を行ったが、別途申請する必要がありますか	国の月次支援金とは別制度であるため、別途申請する必要があります。

【交付対象について】

	質問内容	回答
1	どのような事業者が支給対象になりますか。	以下の主な要件を満たしている事業者が交付対象となります。詳細は募集要項をご確認ください。 ①県内に本店を有する中小法人等(個人事業主は県内に住所を有する方) ②飲食店の休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛の影響を受け、令和3年4月～10月いずれかの売上げが、前(々)年の同月比50%以上減少しているとして、国の月次支援金(※)を受給していること。(※対象月：令和3年4月分から令和3年10月分までのいずれかひと月) ③令和3年11月以降、原油価格や原材料価格の上昇等の影響を受けていること。 ④事業継続に向けた取組みを行っていること、又はその意思があること。 ①～④を満たしていれば、業種は問いませんが、別途兵庫県が実施する兵庫県飲食店等一時支援金の対象者は原則この支援金の対象外です。
2	「中小法人等」とは何ですか。	資本金の額又は出資の総額(※1)が10億円未満であるか、又は資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員(※2)の数が2,000人以下である法人を指します。ただし、公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届け出義務のある者、政治団体、宗教法人は支給対象外です。(国の月次支援金の対象者と同じ) ※1「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。 ※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。(パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文を基に個別判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。)
3	「法人税法別表第一に規定する公共法人」とは何ですか。	詳しくは、下記のe-Gov法令検索のHPをご覧ください。 (https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034#340AC0000000034-Mpat_1)
4	NPO法人や協同組合は対象になりますか。	国の月次支援金を受給していれば、対象となります。

5	店舗や事業所を複数運営しているが、店舗単位・事業所単位で交付を受けることは可能ですか。	いいえ。店舗単位・事業所単位ではなく事業者単位の交付となります。
6	事業者全体では支給要件を満たさないが、一部の事業単位では支給要件を満たす場合は、支給対象となりますか。	いいえ。支援金は、事業者単位で交付を行うものであり、事業者全体で交付要件を満たさなければ、交付対象とはなりません。
7	卸売業と飲食業を営んでいます。飲食業の方で県の休業・時短要請を受け、協力金の支給を受けましたが、卸売業の方で一時支援金に申請したいのですができますか。	できません。 一時支援金は事業者単位での交付ですので、飲食店を営んで協力金の交付対象となっていれば、国の月次支援金の受給ができないこととなっているため、他の事業を営んでいたとしても対象外です。 兵庫県飲食店等一時支援金の要件を満たせば、兵庫県飲食店等一時支援金を受給できます。 (兵庫県飲食店等一時支援金コールセンター：TEL:078-361-2501)
8	本社が県外にある事業者も、県内に店舗があれば支給対象になりますか。	国の月次支援金の対象月末日において、本店が県内にある場合に対象となります。店舗だけでは対象なりません。
9	事務所が県外にある個人事業主でも、県内に居住していれば対象となりますか。	個人事業主は、国の月次支援金の対象月末日において、住所が県内であれば対象となります。
10	廃業する予定、もしくは廃業していますが、支給対象となりますか。	支給対象外となります。支援金の交付には、事業の継続・立て直しに向けた取組みを行っていることが必要です。その旨を誓約・同意書にて誓約していただきます。 申請時点において廃業又は破産等を予定していた場合には、対象外となります。廃業等しているにもかかわらず、支援金を申請、交付された場合には、支援金の返還を求めます。
11	この支援金を受け取ったら廃業できないのですか。	支援金の目的は、頑張る中小企業を応援することですので、事業継続していただきたいと思っています。少なくとも、交付日時点では営業活動を行っており、事業継続の意思があることが必要となります。
12	事業の継続の意思は申請時に何を提出すればいいですか。	「支給申請書」による確認をします。（「支給要件の確認」の項目に該当します）
13	事業を引き継いだ場合、国の月次支援金の受給者とこの一時支援金の申請者が別人となりますが、支給対象となりますか。	対象なりません。 国の月次支援金の受給を要件としているため、月次支援金の受給者とこの一時支援金の申請者は同一である必要があります。
14	なぜ、国の月次支援金の受給者が対象なのですか。	新型コロナウイルス感染症の拡大により、50%以上の売上減少という厳しい状況にある事業者を支援するため、同じ要件である国の月次支援金を受給された方を対象としています。
15	今回のタイミングで実施する理由は何ですか。	緊急事態宣言や時短要請が解除され、コロナ禍からの立ち直り局面にありますが、原油価格等の高騰が中小企業の経営に対するダメージとなっています。その影響を少しでも緩和し、事業継続を下支えする必要があると判断し、このタイミングで実施することとしました。
16	10万円～20万円を支給することについて、どのような効果があるのか？ (この支給金額設定の考え方)	令和3年11月（国月次支援金（令和3年4～10月）終了後）から令和4年3月までの5ヶ月間の原材料負担増加分を支援することにより、中小企業等の事業継続に一定の効果があると考えています。
17	「個人事業主」とは何ですか。	主たる収入を事業所得として確定申告した個人、及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定申告した個人を指します。（フリーランスも含まれます。）

18	「本店」とは何ですか。	各種法令に基づき登記されている「本店」をさします。月次支援金の申請の際に提出している履歴事項全部証明書に記載されています。いわゆる本社とは住所が異なる場合があります、この一時支援金は本社（住所）ではなく、本店（住所）が国の月次支援金の対象月末日において県内にあることを基準としています。
19	対象月に県外で国の月次支援金を受給し、現在、本店（住所）が兵庫県内にある場合は支給対象となりますか。	国の月次支援金の対象月末日における、本店（住所）が兵庫県外にあり、現在、本店（住所）が兵庫県内にあれば、11月以降に兵庫県内に移転したことがわかる次の書類を追加でご提出いただくことで対象とします。 ・履歴事項全部証明書（法人）、住民票（個人）※いずれも原本
20	対象月に県内で国の月次支援金を受給し、現在、本店（住所）が兵庫県外にある場合は支給対象となりますか。	国の月次支援金の対象月末日における、本店（住所）が兵庫県内にあれば対象となります。

【他の協力金等の重複支給について】

	質問内容	回答
1	国の月次支援金との併給は可能ですか。	併給できます。国の月次支援金の受給が支給要件の1つになっています。
2	飲食店等一時支援金との併給は可能 ですか。	併給はできません。原則として、兵庫県飲食店等一時支援金の交付対象者は、兵庫県中小法人等一時支援金の交付対象外であり、兵庫県飲食店等一時支援金の交付が優先されます。
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等協力金）の対象となる店舗と対象でない店舗の両方を有していますが、兵庫県中小法人等一時支援金の支給対象になりますか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等協力金）の対象・受給のいかんは問いません。
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等協力金）の対象とならない店舗を複数所有していますが、店舗単位で兵庫県中小法人等一時支援金を受給できますか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等協力金）の対象・受給のいかんは問いません。
5	飲食業ですが、対象月において、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等協力金）の対象でないため、国の月次支援金を受給しましたが、兵庫県中小法人等一時支援金は受給できますか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（大規模施設等協力金）の対象・受給のいかんは問いません。
6	飲食業ですが、対象月において、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）の対象でないため、国の月次支援金を受給しましたが、兵庫県中小法人等一時支援金は受給できますか。	飲食業の方で、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）の対象でないため、国の月次支援金を受給した場合は、兵庫県飲食店等一時支援金の支給対象でない等、他の要件を満たせば、兵庫県中小法人等一時支援金の対象になります。
7	以前に飲食業を営んでおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（飲食店向け）を受給対象となっていました。令和3年6月に廃業しました。令和3年7月以降は、業種転換し、月次支援金を受給しましたが、兵庫県中小法人等一時支援金は受給できますか。	国の月次支援金を受給した場合は、兵庫県飲食店等一時支援金の支給対象でない等、他の要件を満たせば、兵庫県中小法人等一時支援金の対象になります。
8	兵庫県酒類販売事業者支援金を受給していますが、兵庫県中小法人等一時支援金の受給対象となりますか	兵庫県酒類販売事業者支援金の対象・受給のいかんは問いません。
9	兵庫県酒類販売事業者支援金の対象ではありますが、受給していません。兵庫県中小法人等一時支援金の受給対象になりますか。	兵庫県酒類販売事業者支援金の対象・受給のいかんは問いません。

10	対象月において、他の自治体（都道府県）が実施する同様の支援金を受給していますが、兵庫県中小法人等一時支援金は受給できますか。	他の自治体（都道府県）が実施する同様の支援金の対象・受給のいかんは問いません。
11	県内市町が実施する国の月次支援金への上乗せ支援金を受給していますが、兵庫県中小法人等一時支援金は受給できますか。	県内市町が実施する国の月次支援金への上乗せ支援金の対象・受給のいかんは問いません。

【申請について】

	質問内容	回答
1	「国の月次支援金の給付通知書」がない場合（紛失・汚損・破損等）は、どうすればいいですか。	以下の(1)～(3)の3点を提出してください。 (1) 国の月次支援金の給付額が記帳されている部分の通帳の写し (2) 通帳のオモテ面の写し及び通帳を開いた1ページ目、2ページ目の写し等 ※インターネットバンキングの場合は、金融機関名・コード、支店名・コード、預金種目、口座番号、口座名義人がわかるページ (3) 国の月次支援金のマイページの写し（申請番号及び対象月がわかる部分）
2	オンライン申請をしています但不備のメールが届きました。どのような操作をすればよいですか。	不備がある場合、メールにて詳細内容をお送りし、メールに記載されているURLから追加書類などを添付していただく流れになります。不備の内容によってはお電話で確認させていただく場合もあります。
3	オンライン申請をしており、申請を一時保存しています。再開方法はどのような操作をすればよいですか	一時保存は72時間を超えるとリセットされますのでご注意ください。 メールアドレス登録時に届いたURLに再度入っていただくと、保存した状態から再開されます。
4	オンライン申請を既に行いましたが、郵送申請に切り替えることはできますか。	重複の申請を防止するために、申請中に切り替えることはできません。
5	郵送申請を既に行いましたが、オンライン申請に切り替えることはできますか。	重複の申請を防止するために、申請中に切り替えることはできません。
6	本人が申請手続きを行えない場合に、代理人名義で申請を行い、支給を受けることができますか。	中小法人等、個人事業主ともに、本人名義での申請のみ認めており、代理人名義での申請は認めておりません。
7	オンライン申請できない時間（申請者が使用できない時間）はありますか。	申請期間であれば24時間いつでも申請いただけます。 通信状況によっては時間がかかることもございます。
8	オンライン申請で書類をアップロードする際に、気を付けることはありますか。	画像の容量は1ファイル10MBまでです。アップロードが可能なファイルの拡張子は、jpeg、jpg、png、pdfのみです。パスワードが設定されているファイルや圧縮されているファイル、HEIFファイル等アップロードできないファイルがありますのでご注意ください。
9	間違った内容で申請してしまったのですが、どうすれば修正できますか。	ご自身で修正はできません。 内容を確認した上で対応方法をお伝えさせていただきますので、兵庫県中小法人等一時支援金コールセンターにご連絡ください。（TEL：050-8882-4908）
10	不備があった場合、どのように連絡がきますか。	オンライン申請の場合、メールもしくはお電話にてお知らせします。 郵送申請の場合は、手紙、電話、メール等でお知らせします。 なお、兵庫県中小法人等一時支援金事務局が指定する期限までに不備の修正がなされない場合、不支給となり、再申請もできませんので、速やかなご対応をお願いします。

【その他】

	質問内容	回答
1	国の月次支援金の申請資格はありますが、申請をしていない場合は支給対象となりますか。	対象となりません。兵庫県中小法人等一時支援金では、速やかな支給審査のため、独自に売上減少の計算を行いません。したがって、国の月次支援金を受給していることが要件になります。
2	兵庫県中小法人等一時支援金を申請した後に、国の給付決定が取り消された場合、どうすればいいですか。	月次支援金を受給した対象月全てにおいて給付決定を取り消された場合は、兵庫県中小法人等一時支援金の要件を充さないこととなり、返還をしていただきます。速やかに中小法人等一時支援金事務局のコールセンター（TEL：050-8882-4908）にご連絡ください。
3	申請書類を持参したいが、受付場所はどこですか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持ち込みによる申請はできません。オンラインでの申請が困難な場合には、郵送により申請することができます。（レターパックまたはレターパックライトで送付してください。）
4	国の月次支援金の振込みはあったが、「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）が届いていない場合はどうしたらいいですか。	「月次支援金のマイページの写し」及び「月次支援金の入金を確認できる通帳又は電子明細のページの写し」の両方を提出して頂き、「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）が到着しましたら、速やかに中小法人等一時支援金事務局のコールセンター（TEL：050-8882-4908）にご連絡ください。
5	支給（不支給）通知はありますか。	支給を決定した時は、申請いただいた金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。 不支給を決定した時は、オンライン申請の方にはシステムにより通知し、郵送申請の方には郵送にて通知します。
6	申請を取り下げたいのですが。	中小法人等一時支援金事務局のコールセンター（TEL：050-8882-4908）にご連絡ください。
7	国の月次支援金について教えてください	国の月次支援金のコールセンターにお尋ねください。 (0120)211-240 8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応） https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/index.html
8	国の月次支援金と兵庫県中小法人等一時支援金の違いは何ですか。	兵庫県中小法人等一時支援金は、国の月次支援金受給者に対して、原材料等の価格高騰の影響を受けている事業者の方を対象に支給を行うものであり、国の月次支援金の受給を前提としております。 また国の月次支援金とは異なり、この一時支援金の支給は1回限りです。
9	支給のスケジュールを教えてください。	令和4年1月20日に申請受付を開始し、申請書は、できるだけ簡素な内容として、申請者の負担軽減及び審査の迅速化を図り、2月には支給を開始していきたいと考えています。
10	兵庫県中小法人等一時支援金は課税対象ですか。確定申告は必要ですか。	課税対象になります。 所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。 詳しくは、税務署、国税庁に問い合わせをお願いします。
11	兵庫県中小法人等一時支援金は会計上どのように処理すべきですか。	どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等とご相談ください。